人権教育指導者向け学習資料



人権のいろ いっぱい

WEKARA ZEKARA AMELKARA

No. 1 3

「新しい生活様式」のもとでの 暮らしと人権



気づき を はじまりに 「つながり」なおし を はじめていく

令和3年10月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918 FAX 092-643-3919

■「今を知ること」KARA ···································	· P2
■「ノーマライゼーションの実現」KARA ·················	· P8
■「気づいてつなげていくこと」KARA ·······	· P12
■『あおぞら2』KARA	· P14
■「おすすめDVD」KARA ·······	· P16



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo ※全ページの上下に音声コードとその位置が分か る切り欠きを付けています。

※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフト による読上げも可能です。





「新しい生活様式」のもとでの私たちの暮らし

「新しい生活様式」をはじめとする感染症対策は、不要不急の外出の自粛、学校の休校やオンライン授業、 テレワーク、各種店舗の短縮営業や休業等など、私たちの生活に大きな影響をもたらしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの暮らしや意識をどう変えたのでしょうか。国が行った調査や公表した資料から考えてみましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査

1 社会とのつながりの重要性

質問 今回の感染症拡大前に比べて、社会とのつながりの重要性に関する意識はどのように変化しましたか。

社会とのつながりの重要性を、 より意識するようになった

変わらない

社会とのつながり以外の重要性を、 より意識するようになった

わからない

39.3%

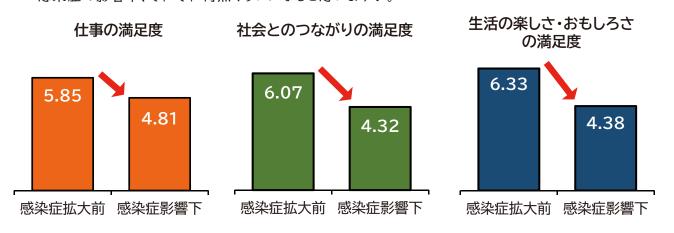
38.9%

15.1%

5.7%

2 生活の満足度

質問 「全く満足していない」をO点、「非常に満足している」を10点とすると、新型コロナ感染症拡大前、 感染症の影響下、それぞれ何点くらいになると思いますか。



『新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査』内閣府 令和2年6月



約4割の人が「社会とのつながりの重要性をより意識するようになった」 と回答しています。

また、「仕事」「社会とのつながり」「生活の楽しさ・おもしろさ」のいずれ の項目も、満足度が低下しています。



令和3年版子供·若者白書



子どもや若者、そして保護者の暮らしはどう変わったのでしょうか。

1 支援団体から見た子ども・若者の変化の例

ストレスや不安の高まり、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、問題行動の発生など、懸念される状況が指摘 されています。

ストレスが生じやすく、けんかが頻繁に 起こった

自宅での時間が増え、精神的に不安定に なった

十分な食事をとることができない状況を 懸念 元々家庭が安心できる場所でない者は逃げ場が なくなり、とりわけ深刻な苦しさを抱えた

みんなで会いたい、前みたいに交流したい、との 声が多い

授業の進度が速くなり、ついていけない

将来的な影響についても、懸念されています。

異年齢、異世代と交流することで築かれる社会性等の減少は、子どもたちにとって非常に影響 が大きい

一方で、ポジティブな変化を示す子ども・若者もいます。

教室での授業に安定的に参加できなかった生徒が、オンライン授業には参加しやすく、理解も しやすくなっている例がある

2 支援団体から見た保護者の変化の例

感染拡大の状況は保護者にとっても経験したことのないものであり、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安 定になっていたりしている様子が指摘されています。

つい叩いてしまった

誰とも不安を相談・共有できない

親自身の自傷行為も数件あった

自営だが、実績が出せない

感染症への警戒感が強く、子どもの登校を制限している

また、保護者間の認識の差についても指摘されています。

こんな時だからこそ子どもたちには「人とのつながり」「コミュニケーション」を大事にしてほしいと考えている保護者と、こんな時なのでそういったものは避けるべきだという保護者がいる

保護者によって新型コロナウイルス感染症の感染対策や認知、危機感が異なるため、そのことが子ど もたちの友人関係や遊びに影響しかねない

『令和3年版子供·若者白書』 内閣府 令和3年6月

感染拡大の影響により、生きづらさを感じている人たちがいます。 社会的に弱い立場に置かれた人々の現状はどうなのでしょうか。







「新しい生活様式」などのさまざまな感染症対策は、感染による疾病からあらゆる人々の 「命を守る」という、生存権の保障にかかわる取組であると解釈することができます。しか し一方で、感染症の拡大に伴い、人権に関するさまざまな問題が表面化しています。

そこで、社会的に弱い立場に置かれている人々の現状と、この問題に対してどう向き合っていけばよいか、マイノリティの生活課題に関心を持ち研究をされている北九州市立大学の深谷裕先生からご提言をいただだきます。

提言

自他の相違を認めつつ、つながりを維持できる 社会の形成に向けて

北九州市立大学 地域創生学群 教授 深谷 裕

新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、多 くの人々が外出自粛、身体的距離の確保やマスク着 用、消毒の徹底など、「新しい生活様式」を強いられるようになりました。また、経済的打撃も深刻です。これらは、女性、子ども、障がいのある人と、所得者など、以前から社会的に弱い立場にあるるとがでまた人々に、大きな影響を及ぼしているして、感染症の拡大やそれにともなう「新しい生活様式」が、若年層や精神障がいのある人の特神的・心理的側面にどのような影響を及ぼしているかにふれ、人権の視点から何を学び取ることができるのか、考えてみたいと思います。

若年女性の生活変化

国連は2020年(令和2年)4月に、新型コロナウイルス感染症対策において女性・女の子を中核に据えるよう声明を出しました。また日本政府は女性への影響と課題について議論するための研究会を設置し、令和2年11月に「緊急提言」を出しています。これらのことは、感染症の拡大が国内外問わず、いかに彼女たちにとって打撃となっているかを物語っ

ています。この打撃は、若年女性の自殺者数の増加 からも推察することができます。

留意したいのは、感染症の拡大が直接的に彼女たちの心理的課題をもたらしているというよりも、感染症の拡大が生活状況の増悪を招き、それが結果的に精神的・心理的問題の深刻化につながっているということです。

生活状況の増悪とは具体的には、たとえば、感染拡大による雇用の喪失があげられます。今回の感染拡大により特に大きな経済的打撃を被った産業は、女性就業者数の多い宿泊業や飲食業などのサービス業ですが、そのなかでも特に非正規雇用労働者は、収入の大幅減少や失業を経験することになりました。生活困窮により、必需品である「生理用品」が買えず困っているという女性たちの声が、マスメディアで取り上げられたこともありました。

また、暴力被害の増悪も危惧されました。実際、DV(配偶者等からの暴力)や性暴力の相談件数は一時的とはいえ、増加傾向がみられました。日常的にDVや虐待、性暴力を受けていた女性が、外出自粛により逃げ場を失った、あるいは感染症に対する不安や行動制限に伴うストレスが家庭内での暴力的

理解を深めるために





令和2年7月以降、自殺者数が増加傾向となり、特に女性や若者の自殺者数が増加している状況となっています。なお、自殺者数の実数は、依然として女性よりも男性が多い状況にあります。(厚生労働省ホームページによる)

内閣府ホームページ KARA

新型コロナウイルスの感染防止対策による外出自粛要請等の影響により懸念される配偶者等からの暴力(DV)の増加、深刻化に対応するため、内閣府は令和2年4月に新たな相談窓口として「DV相談+(プラス)」を開設しました。被害者の多様なニーズに対応できるよう、24時間対応の電話相談に加えて、SNS・メール相談、外国語対応やWEB面談での対応を行っています。



配偶者やパートナーから受けている様々な暴力について、専門の相談員が一緒に考えます。 詳しくは、「DV相談+(プラス)」https://soudanplus.jp/



行動をエスカレートさせた可能性も考えられま す。

さらに、感染拡大による休校措置がとられた 頃から、10代~20代の女性による「予期せぬ妊娠 の相談」や「人工妊娠中絶」の件数が増加したとい う報告もありました。近年では性教育のあり方が見 直されてきていますが、必要な避妊の知識がまだま だ若年層に広がっていないというのも事実です。

2 若年女性の自殺者数の増加

このような失業や貧困、親子関係の不和、進路の 悩み、人間関係の疲れなどの要因が複雑に絡み合い、 若者の自殺は増加傾向にありますが、なかでも女子 高校生の自殺者は令和2年に倍増しました。感染拡 大による休校が長期化し、自宅でぼんやり過ごすな かで、彼女たちは大人とは違うストレスを感じてい るのかもしれません。NPO法人「自殺対策支援セン ターライフリンク」代表の清水康之さんは、自殺の リスクが高まるのは、「生きることを後押しするさ まざまな要因の全体よりも、生きることを困難にさせるさまざまな要因の全体の方が大きくなった状態のとき」だと指摘しています。したがって、感染症の拡大後からの若者や女性の自殺者数の増加は、感染症の拡大により、生きることを困難にするさまざまな阻害要因が増えた、あるいは一つ一つの要因が悪化したことの表れと理解することができます。

感染症の拡大による課題の顕在化

若年女性たちが現在直面している生活課題は、感染症の拡大により生じた新たな課題ではなく、以前からあった課題であり、それが感染症の拡大により深刻化し、顕在化したに過ぎません。労働市場における女性の雇用形態の問題や、家庭における男女間の不平等、ひとり親家庭への支援の脆弱さ、地域における居場所の喪失、女性特有の健康課題への配慮不足といった、言わば従来から指摘されてきた課題が、「新しい生活様式」という眼鏡をかけたことにより、クリアに見えるようになったということです。

理解を深めるために

DV、性犯罪・性暴力の相談件数について

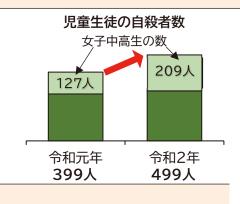
DV相談件数について、令和2年の相談件数の増加をみると、5月、6月の相談件数は前年同月の1.6倍でした。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数は、令和2年4月~9月の累計で前年同期の約1.2倍でした。 (ともに令和2年11月現在、内閣府男女共同参画局調べ)

理解を深めるために

児童生徒の自殺者数の増加について

令和2年において、児童生徒の自殺者数は499人で、前年(399人)と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は209人で、前年(127人)と比較して約1.7倍となっています。(右図参照)(文部科学省通知による)

また、女子高校生の自殺者数は令和2年に倍増しています。(令和3年2月現在、文部科学省ホームページによる)









4

学生の孤独感

若年女性に限らず、未知なる感染症の流行と、行動制限や行動変容に伴うストレスは、人々に不安、抑うつ、恐怖、怒りといった精神状態をもたらしました。孤独感を感じた人も多かったのではないでしょうか。

英国バス大学の研究グループは1946~2020年に 実施された60以上の研究を分析し、子どもから青年 期に孤独を経験した人は、経験していない人と比較 して、将来うつ病につながる可能性が3倍であるこ と、そして、孤独を経験した影響は9年間にわたり 続くということを指摘しました。研究グループによ ると、重要なのはどの程度孤独だったかよりも、孤 独を感じていた期間ということです。

他者とのかかわりが無くなると、自分の考えが感情的で偏った方向に向いてしまい、不安や恐怖、抑うつ状態につながることが考えられます。また、外からの刺激がなくなるので昼夜が逆転するなど生活リズムが乱れ、さらに精神的・肉体的な健康が害されることも懸念されます。

実際、昨年は、感染症対策のため大学構内への入構が制限され、すべての授業がオンラインで実施されていた時期がありました。そのため、とりわけ一人暮らしの学生の中には、しばらくの期間一日中誰とも会わない生活を送ったという人もいます。その結果、知らず知らずのうちに不安や孤独感を募らせ、体調不良や生活リズムの乱れを引き起こしていた学生もいました。令和3年度になって対面授業が増え、学生同士が距離を保ちつつも直接顔を合わせる機会は増しましたが、学生たちの精神保健については今後も継続的に注視していく必要があると感じています。

5

精神障がいのある人への影響

このように、感染拡大の状況下における精神的・ 心理的影響は、それまで精神疾患とは無縁だった 学生たちにも少なからず見受けられるのですから、 言うまでもなく感染症の拡大以前から精神障がいの ある人たちにとっての影響は、より深刻であること が予想されます。実際、相談機関には「話し相手が 欲しい」「情報が錯綜していてパニックになってし まう」「強迫観念にとらわれ手洗い行為がひどく なった」「症状が悪化しているのに入院を断られ 困っている」という声が寄せられています。

また、精神的な問題を抱える人々にとって、同じ 経験をしてきた当事者同士が集い、経験を分かち合 うことは彼らの回復にとても有効と言われています が、感染拡大により当事者グループの集まりが中止 される日々が続き、孤独感を募らせている人もいま した。これらのことからも、環境の変化により、彼 らが通常以上に不安定になっていることが推察され ます。

当事者グループの会がオンラインで開かれるようになったり、一部の医療機関ではオンライン診療も始まったりしていますが、精神疾患のある人にとっては、対面での会話や診療はとても大切です。いまだ先行きが見通せない中、必要な医療や支援をどう確保するのかが課題になっています。

6

新型感染症と自己責任論

さて、ここまで感染症の拡大やそれにともなう「新しい生活様式」が、若年層や精神障がいのある 人の精神的・心理的側面に及ぼしている影響につい て簡単に述べてきましたが、ここでは言及すること のできなかったさまざまな人々も、心理的な不調を 訴えています。





「性暴力被害者センター・ふくおか」について

性暴力の被害に遭われた方(性別は問いません)が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、福岡県・福岡市・北九州市が共同で設置した相談窓口です。 24時間・365日(年中無休)、いっでも相談をお受けします。

相談専用電話 092-409-8100 または #8891(はやくワンストップ)

私たちはともすれば、「みんな我慢しているのだから」「自分で何とかしてほしい」「単なるわがままだろう」といって、非難はせずとも彼らの声に耳を傾けなかったり、聞こえないふりをしたりしがちです。また他方で、社会的に弱い立場に置かれている人々自身は、「自分で何とかしないといけない」「誰も頼れない」とし、支援を求めないことも多くあります。近年巷にはびこるこのような"自己貴任論"は、私たちの社会生活を息苦しくする一方です。

7 国民性と人権意識

戦後民主主義の発展と共に、人権教育や啓発は積極的に実施されてきました。頭では分かっているという人は多いと思います。しかし、肌感覚として自分のものにできているかと問われたら、どうでしょうか。いまだに日本では人権が侵害されている状況にあっても、本人も周囲の人もその事実に気づかないことがあります。私は、そもそも国民性として人権意識を育てる上での課題があるのではないかと考えています。

周知のとおり日本社会は同調圧力が強く、出る杭は打たれ、調和(和)を乱す人は嫌がられがちです。このことは、今回の感染拡大時に「感染するより世間の方が怖い」といって皆が一斉にマスクをしたことからも理解できます。和の中は言わば安全地帯であり、そこに留まっている限り、他者とのつながりは維持されますが、そこに留まるためには一人一人がもつ特性を埋没させる必要があります。言い換えると、自他の「個人」という概念を曖昧にすることが

求められます。しかし、人権はそ もそも「個人」を前提としいま すから、人権意識を涵養するに



は、埋没している自他の特性を引っ張り出し「個人」を形成する作業が必要になるはずです。この作業には"対話"と"想像力"が必要になるのだと思います。対話と想像力を駆使して、視点を変えてみる、相手の立場に立ってみる、そして相手との共通点と相違点を確認し合うということです。

8 つながりを維持できる社会の形成 に向けて

さまざまな理由により安全地帯から弾き飛ばされてしまう人もいます。先に述べた女性や精神障がいのある人など、社会的に弱い立場に置かれている人々というのは、世間という安全地帯から弾き飛ばされやすい人(つながりを喪失しやすい人)と言い換えることができるかもしれません。これは、感染症の感染拡大を通して気づいたことでもあります。この気づきを無駄にせず、自他の相違を認めつつ、周囲とのつながりを維持できる社会をどのようにすれば創っていくことができるのか、対話、想像力、多様性といったことをキーワードに、皆で考えていくことが大切なのではないでしょうか。

【参考文献】

Loades, M.E., Chatbum, E., Higson-Sweeney, N., et. al. (2020) "The Impact of Social Isolation and Loneliness on the Mental Health of Children and Adolescents in the Context of COVID-19" Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry. 59(11),1218-1239.

【深谷 裕(ふかや ひろい)さん プロフィール】

北九州市立大学地域創生学群教授。専門分野は精神保健福祉、司法福祉、ソーシャルワーク。 障がいのある人や刑を終えて出所した人など、いわゆる「マイノリティ」とよばれる人々の生活 課題について関心を持ち研究を行なっている。

また、「気づきへのいざない」をテーマとしたコミュニティ・カフェの店主として、地域活性化のためのプログラムを主宰している。

現在の主な研究テーマは、「触法者に対する認識変化のプロセスー映像と対話の可能性」。 この研究の一環として、罪を犯した人々についての理解を深めることを目的に、地域の人々を対 象としたドキュメンタリー映画の無料上映会を予定している。



人権課題の解決に取り組んでいる方に、インタビューを行いました。 次ページからのインタビュー記事をご覧ください。







ノーマライゼーションの実現をめざして

福岡県では、福岡県福祉のまちづくり条例を施行しています。この条例は、障がいのある人等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会的障壁を取り除いていこうという「バリアフリー」を基本理念としています。

しかし、一方で、感染対策により対面による福祉サービスを受けることが難しくなり、他の人々と同じように生活していくことに今まで以上に困難を感じるようになったのではないかと想像できます。そこで、聴覚に障がいのある人が「新しい生活様式」のもとで暮らす中で、気がついたことや取り組んだこと、改めて大切だと考えていることなどについて、「デフ漫画家」の平本龍之介さんにお話を伺いました。

※ デフ (deaf) …英語で「聴覚に障がいがある人」の意

レジでの応対、工夫すれば









■ 「新しい生活様式」のもとでの暮らしにある困り感

買い物や仕事をしている時、道を聞く時など、ほとんどの場面で会話が必要なんですが、新型コロナウイルス感染症が流行してからは、みんなマスクをしているので、何を話しているのか分からないんです。

具体的な例をあげますと、コンビニのレジで支払いする時、店員とのやり取りに困ってしまいます。「お箸を入れますか?」「レシートは必要ですか?」「ポイントカードは持っていますか?」「袋は必要ですか?」などです。おそらく、これらのどれかを言っているのだろうと想像がつきます。マスクがない時でも分かりにくいことがありますが、相手がマスクをしているとなおさらです。

また、以前に比べて、旅行に行くことや、家族で外出することも減りました。 自宅でテレビを見る時間も増えましたが、テレビを見る時も困っています。字幕 がついている時はいいんですが、感染症が流行りだした頃は、出演者の人がマス クをしたまま喋っていたので何を言っているのか分かりませんでした。

私は、相手とコミュニケーションをとる時、読唇術と相手の声を聞き取ること、顔の表情で理解することの3つを使っているんですが、マスクをしていると、唇の形も見えないし顔の表情も見えないので何を話しているのか分からないんです。感染症が流行る前は、私の方から「マスクを外してもらえませんか」って言えたんですけど、今回はみなさんの命に関わることなので「マスクを外してください」とは言えません。時には筆談を選択する時もあるのですが、混雑している時は後ろの人に気を使って遠慮することもよくありました。

【平本 龍之介(ひらもと りゅうのすけ)さん プロフィール】

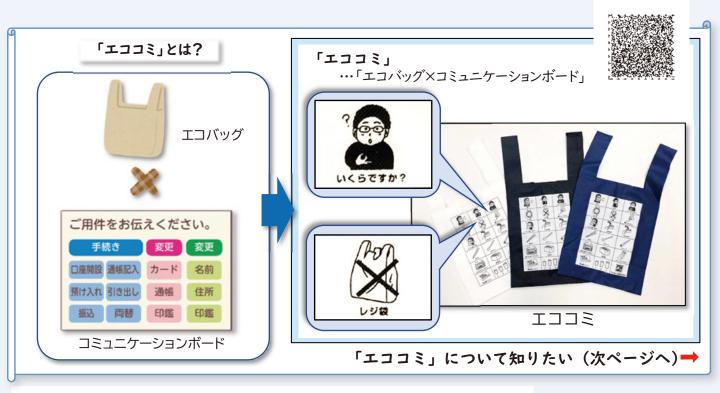


デフ漫画家。福岡県久留米市在住。都立石神井聾学校卒業。イラストレーターの父から絵のノウハウを教わり、小学 | 年生のとき『どんなせんせいかな?』を出版。現在、ときわカフェ、広報誌「くるめ福祉」、久留米市ろうあ協会新聞、戸塚区聴覚障害者協会会報に漫画を連載中。

代表作は『ひらもとの人生道』1・2巻、『僕は目で音を聴く』。

平成31年3月、障がいのある人への理解を深め、障がいを理由とする 差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があった人を表彰する福 岡県障がい者差別解消推進功績者表彰を受ける。





ただ、これはあくまでも私の場合であって、他の聴覚に障がいのある人は、補聴器などで声の聞き取りをしない人もいれば、逆に読唇術が苦手な人もいるので、また違う所で困っているかもしれません。

2 コミュニケーションの支援や配慮

感染症の流行が始まった頃、深刻な感染拡大を受け、国や各自治体では日々の状況を伝える記者会見が手話通訳者をつけて多数開催されていました。しかし、手話通訳者がマスクを着けていることに聴覚に障がいのある人から「唇が読めない」と困惑の声が上がり、手話通訳者だけマスクを外し、前に透明ボードを設置するなど改善がありました。口の形を見ることはコミュニケーションをとる上では、非常に重要です。透明ボードは光の反射で見えにくくなる時もありましたが、こういった細やかな心配りは見ていてうれしくなりました。

また、感染拡大の影響で聴覚に障がいのある人の外出に付き添う手話通訳者の派遣が難しくなり、スマートフォンなどの画面越しに通訳する遠隔手話通訳を導入する自治体も増えていると聞きました。公共インフラとして、電話リレーサービス[※]もあります。

遠隔手話通訳や電話リレーサービスもこれからどんどん広まってほしいと思います。

まだ、あまり知られていませんが、透明なマスクも販売されています。聴覚に障がいのある人にとってはうれしいのですが、普通のマスクに比べると値段が割高です。

また、会社で朝礼や会議などに出席する時には、音声翻訳機も使っています。 随分と精度がよく、コミュニケーションの補助的な役割にもなるので、マスクをし たまま話している内容を理解することができます。

こういった透明マスクや音声翻訳機については、コミュニケーションの手段としてとても役に立つので、ぜひ普及してほしいと思います。

※ 電話リレーサービス… 通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、 電話でつなぐサービス。

病院で名前を連呼されても













デフリンピックも知ってほしい









「エココミ」について もっと知りたい

平本龍之介漫画家後援会 ホームページ https://www.hiramotory unosuke.com/ecocomi

8ページから11ページの 4コマ漫画の出典は、平本 龍之介さんの『僕は目で音 を聞く』です。

平本さんに許可をいただ き、掲載しております。



3 「エココミ」の誕生

聴覚に障がいのある人は見た目では分かりづらく、周りの人に理解してもらえないことも多いです。言葉やイラストを指して意思を伝えるコミュニケーションボードはとても有効ですが、まだまだ普及は進んでおらず、買い物などで不自由を感じることも多いんです。

そのような中、令和2年7月 | 日より、プラスチック製買物袋が有料化されたこともあり、エコバッグを持ち歩く人が以前に比べ多くなってきました。

私もエコバッグを使っていたのですが、ある日、突然アイデアが浮かび、アイデアバッグ「エコバッグ×コミュニケーションボード」を考案し、令和2年9月に「エココミ」をつくりました。

「エココミ」に印刷しているコミュニケーションボードの一コマーコマは、「いくらですか?」「ここで食べます」「レシートください」など、買い物で使う | 7 の言葉をイラスト付きで描きました。

この「エココミ」には2つの思いを込めました。

I点目は、私たちのような聴覚に障がいのある人たちを始めとするさまざまな人たちの情報保障のために、このようなコミュニケーションボードが必要だということを広めるためです。

2点目は、私たちが「エココミ」を使っている姿などを見て、買い物時のレジの場所にコミュニケーションボードを配置してくれるお店や企業が増えることを期待しているためです。

最近は、外国人に出会う機会が増えています。聴覚に障がいのある人だけではなく言葉での意思疎通が難しい人は少なくないでしょう。そんな時にもこの「エココミ」は役に立つと思います。ハングルや中国語、英語などの外国語を加えることで、日本語による意思疎通が難しい人にも対応することができます。点字を入れれば視覚に障がいのある人も利用できるし、絵がついていることで漢字を読むことが苦手な人も分かります。また、コミュニケーションボードに載せるイラストを変えることで、電車やバスなど公共交通機関を利用する時や警察や消防に連絡する時などの日常場面にも活用することができるんです。

4 聴覚に障がいのある人への理解

今の世の中には、聴覚に障がいのある人のことに関して、あまり知られていないことが多く、もっと興味を持ってほしいと願っています。聴覚に障がいのある人ならではの困り事はたくさんあります。聞こえる人は、聞こえない人が何に困っているか分からない。聞こえない人は、自分の状況をどう伝えていいか分からないんです。それを伝えるために、自分自身が主人公の実体験を題材にした漫画を書き始めたんです。

障がいのある人からは、気持ちを代弁してくれると声をいただいたり、たくさん の読者からお礼のメッセージや手紙をいただいたりしました。共感を得られて、本 当にうれしかったです。

漫画のおかげで、周りの対応が改善したこともあります。病院の受付では、患者 の名前を呼ばれるだけでは、自分のことだと気づけません。そうしたことを漫画で 伝えるとすぐ、「耳が不自由・筆談」と書かれた小さな透明のプラスチックカード が置かれました。聞こえない患者はこれを示せば、病院側に理解してもらい配慮を いただけるわけです。

また、手話を使い始めると、相手がマスクを外してくれるようになった知り合いもいました。相手の口の動きによって理解する「読唇術」によってコミュニケーションすることを紹介した記事がきっかけだったようです。

こういった姿に聴覚に障がいのある人にきちんと歩み寄ろうとしている姿勢を感 じ、本当に感動しました。

最近、東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたが、デフリンピック があることは、ほとんど知られていません。認知が広まり、知ってもらうことで競技の面白さも伝わるのに…と悔しい気持ちです。聴覚に障がいのあるスポーツ選手 が幅広く活躍できるチャンスも、是非広がってほしいものです。

また、自動車につける「ちょうちょマーク」についても、残念ながら広く普及しているとは言えません。聴覚に障がいのある人の中にはマークをつけることが好きではない人もいます。しかし、「ちょうちょマーク」を知ってもらうことで、さまざまな配慮を必要とする運転手がいることを、少しでも意識してもらえればありがたいです。

5 ノーマライゼーションの実現

私は、すべての人に、障がいがある人もない人も、平等に生きられる社会をめざ す『ノーマライゼーション』という考え方を大切にしてもらいたいと願っています。

「障害者差別解消法」が制定され、社会的障壁を取り除くことや合理的配慮の提供などを行うことが求められていますが、今はまだ格差があると感じています。善意から「障がいのある人のためになることをやりましょう」と言ってくれる人もいます。

でも、そうではなくて、障がいの有無にかかわらず、この社会に生きる一人ひとりのためになることをする。そういった考え方を持てるようになると、障がいのある人とない人の格差が消えていくと思うんです。

私は、旅行が大好きで、特に一人で海外に行くのが趣味です。「聞こえなくても 海外旅行できるのがすごい」「どうやってコミュニケーションをとるの?」と聞か れることもあったのですが、でも考えてみてください。海外に行けば現地の言葉が 話せず、意思疎通が簡単でないのは皆さん同じです。私には、国内でも海外でも違 いはありません。むしろ、海外にいるとより対等な立場になれる気がするのです。

障がいのある人と出会ったら、怖がらずに相手を知ってほしいと強く願います。 分からないことがあれば、失礼かなと心配せず、どんどん質問すればいいんです。 それを続けていくと、いつの間にか障がいのある人への先入観も消えていくと思い ます。同時に、障がいのある人の側も歩み寄る姿勢が必要です。

ノーマライゼーションの考え方をふまえて、一人ひとりをかけがえのない存在と して尊重し互いを認め寄り添うことで、社会はもっと良くなっていくはずですから。



ちょうちょマークご存じですか









※ ちょうちょマーク…聴覚 障害者標識(聴覚障害者マ ーク)

※「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。(法令に定めのあるものは除く)

ご存じですか

令和3年6月に、陣害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が一部改正されました。この改正により、事業者に対し、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要であるとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが義務付けられました。また、国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することとなりました。





支援の現場から学ぶ ~NPO法人抱樸への取材~

「新しい生活様式」のもとでの暮らしが始まり、一年以上が経過し、今後の見通しがなかなか立たない日々が続いています。このような中、社会的に弱い立場に置かれている人たちの現状や、それを支援する人たちの思いについて、困窮者支援を行っているNPO法人抱樸に取材させていただきました。

※ NPO法人抱樸(ほうぼく)について

昭和63年(1988年)「北九州越冬実行委員会」としてホームレスに対する支援を開始。

平成12年(2000年)より「NPO法人北九州ホームレス支援機構」、平成26年(2014年)より「NPO法人抱樸」として、現在は、困窮者・ホームレス支援、子ども・家族支援、障がい福祉、更生支援など、生活困窮者に関わり続けて支援を行う「伴走型支援」を行っている。

「新しい生活様式」のもと、外出を控えたり密にならないようにしたりすることが 求められる場面もありますが、活動にどのような影響がありますか?





NPO法人抱樸 常務

山田 耕司さん

私たちは「伴走型支援」を行うに当たり、「関わり続ける」ということを大切にしています。つまり、『何かあったらいつでも相談できる』という関係を維持するということです。 なぜなら、生活困窮者の方の多くは、もともと社会的な基盤が脆弱な方が多く、何かあった場合、不安定になってしまうことが多いからです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、関わり続けるためのコミュニケーションをとる場をつくることが非常に難しくなりました。

ホームレスに対する支援に関しては、以前は炊き出しの際、皆さんでのコミュニケーションを取るために、お弁当を食べるスペースを作ってお茶を配ったり、コーヒーを飲んだりしていました。ですが、感染拡大以降はそうすることができなくなって、現在はお弁当を袋に入れて渡すだけになってしまっています。

高校生のアルバイトに関する面談の様子です。将来や進路についての悩みを受け止め、必要な情報を提供しながら、自分の可能性や適性についての自覚を深め

子ども・家族支援でも同様のことが言えます。家庭訪問による勉強サポート等の訪問支援も行う事が難しくなりました。生涯学習センターで行っている集合型の学習支援では、生涯学習センターの閉鎖によって実施できなかったり、実施できた時でも人数制限の影響が大きく、受験や試験が近い人に絞って支援を行ったりしなければなりません。



子ども支援(高校生個別面談)



ることができるような支援を行っています。

感染拡大防止対策をとりながら行う炊き出し事業

感染症の影響により、炊き出し現場でも人と人の距離をとることや食事スペースの撤去などの対策を始めました。

一方で、このままでは"出会いの場"である炊き出しが守れなくなってしまいます。そこで「じゅうぶんにお話が出来ない分、お弁当に手書きの手紙を添えて、私たちの気持ちを少しでも伝えたい!」と「お手紙作戦」を行っています。



生活困窮者の方々など、支援を通じて関わってこられた人たちには、感染拡大の 状況の中でどのような影響が見られましたか?



山田さん

感染拡大の影響は、皆さんに出ていると思いますが、その中でも大きな影響を受けているという人は、元々ベースに社会的な脆弱さを抱えている方が多いと感じました。例えば、社会的に孤立している人が感染症に対する不安から、さらに孤立を選んでしまうことがあります。「きつい」ということを発信できない人や情報を受け取ることができない人は、様々な支援制度とつながることができません。

このように、つながりが薄く社会から孤立してしまうことで、自死を選択してしまうことにつながる可能性 は否定できません。

社会全体が感染拡大の影響を受ける中、困難を抱える人々と社会がつながる・関わるためには どうすればよいと考えますか?

山田さん

例えば、子どもたちであれば、家庭での状況の変化が子どもの行動等に現れやすいので、学校の先生が気づきやすいのかもしれません。ですが、学校だけで解決を図るのは難しいことも多いです。そういった時は、私たちのような民間資源を活用することで、問題解決に向けて動いていければと思います。これは、学校だけではなく、公民館や民生委員さんであっても同様のことが言えると思います。

地域や学校等が気づき、支援団体等も含めてつながっていく。「気づいてつなげていく力」というのが、 私たちに求められているんじゃないかなと思います。そして、地域の中の社会的な資源が困難を抱える人 たちを支えることができるような、地域のコミュニティをつくっていく必要があるのではないかと思います。

≪山田 耕司さんからのメッセージ≫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、「新しい生活様式」のもとでの暮らしがこれからも続くかと思います。難しいのは、社会全体として感染症の影響を受けてはいるのですが、それでもやはり影響を大きく受けている人は、元々ベースに社会的な脆弱さを抱えているという「環境」の違いがあるわけです。誰でも同じ状況下であれば「同じ」ように感染するリスクがあるのですが、置かれている「環境」が異なれば、感染することによって受ける影響は実は「同じ」ではない。どうしても社会的な脆弱さを抱えている方から先に影響を受けているという事実に対しては、支援が必要なのではないでしょうか。

このような状況でも、すべての人の人権を尊重する社会にするためには、「多様性と他者への理解」が大切になってくると思います。それぞれのことをきちんと理解しようとする気持ちをもって関わっていくことを人権教育で大切にしていただければ、と思います。

取材を終えて



山田さんのメッセージを読み返して、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大によって現れた社会的な問題は、他の人権課題とも共通す る部分があると改めて気づきました。すべての人の人権が尊重される 社会を築いていく大切さを強く感じた取材でした。





人権教育学習教材集「あおぞら2」 小学校高学年用教材「ホーム(HOME)」

格差と貧困の問題は深刻な社会問題の一つであり、その中にホームレスの人々に関する問題があります。令和3年 | 月に実施された厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査」では3,824人のホームレスの人々が確認され、現在も、住む家がなく、路上や公園・河川敷、ネットカフェなどで生活することを余儀なくされている人が多数いる実態が明らかになりました。この数字には上がらない人々が存在することも考えられ、自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送る権利が十分保障されていない人々も多くいるのです。

平成30年には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められ、国や地方自治体、民間団体などによる社会的支援が進められてきましたが、いまだ多くのホームレスの人々が過酷な状況にあり、偏見による嫌がらせや暴力事件等の人権侵害が起きているのが現状です。

このような人権侵害をなくすためにも、学校教育では、ホームレスの人々に関する問題を自分に関係のある問題としてとらえる力を養うことが必要です。ここでは人権教育学習教材集「あおぞら2」小学校高学年用教材「ホーム(HOME)」を取り上げます。就労をはじめとする生活上の問題の解決が人とのつながりの中で図られていることを理解し、学級や学校における諸問題の解決に向けて主体的に関わろうとする態度を育てる学習について考えてみましょう。

1 教材の解説



本教材は、ホームレスの人々に関する問題の背景とその構造についてわかりやすく理解させ、登場人物の変容を通じて、共感することができるようにするために、ホームレス支援に関わる若者の声と、当事者の声をもとにした文章を用いています。また、実際のホームレス支援の様子を知ることができるよう、写真等も収録しています。



メニュースライド



教材文 「ホームレス支援に 関わる若者の声」



教材文 「当事者の声」



写真 「実際のホームレス 支援の様子」

2 本教材で育てたい資質・能力



- ホームレスの人々に関する問題の現状について知るとともに問題の解決に 向けての取組が行われていることを理解することができる。
 - 【知識的側面(連帯性の概念への理解)】
- 誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公平な態度で接し、自分にも関係のある問題として主体的に関わろうとする。
 - 【価値的・態度的側面(人間の尊厳・価値の尊重)】
- 他者の痛みや感情を共感的に理解することができる。

【技能的側面(想像力、共感力)】



3 活用例:第6学年 特別の教科 道徳 C-(13) [公正・公平・社会正義]





〈主眼〉

- ホームレスの人々との出会いによる「まみ」の心情の変化を考えることを通して、誰に対しても偏見を持つことなく、社会や集団の問題の解決に向けて関わろうとする心情を育む。
- ホームレスの人々の痛みや感情を共感的に理解し、自分に関係のある問題としてとらえる ことができるようにする。

〈展開例〉

(展用171)/				
	学習活動	指導上の留意点		
亭	1 写真から何をしているところかを考える。○ ホームレス支援に関わる「まみ」の話を聞くことを告げ、本時のめあてを確認する。	写真を見て自由に考えさせ、なぜそう思うのかについても発表させる。ホームレス支援についての写真であることを確認する。		
	まみの伝えたことから、大切にし	したい心は何かを考えよう。		
展 開	 2 教材文を読み、全文を理解する。 ○ 「あなたには関係ないから、あまり近くに行ったらだめよ」という言葉を聞いて、まみが「ドキッ」としたときの気持ちについて考えてみよう。 ・自分もそのように思っていた。 ・そんなことを言うのは間違っている。 ○ まみはポームレスの人々と出会ったり、話を聞いたりしてどう思ったのだろうか。 ・ホームレスの人々への印象が変わった。 ・仕事を続けたくてもできなかった。 ・人のつながりやきずなで仕事へ戻れる。 ・自分に何ができるか考えるようになった。 	 ○ ペアやグループで話し合わせ、自由に意見交流させる。 ○ 当事者の話やホームレスの人々の数、失業者数の実態などを補足説明し、ホームレスの人々に関する問題には様々な「事情や社会的背景」があることに気付かせる。 ○ まみの気持ちの変化についてとらえさせる。 		
	 3 考えを深める。 ○ まみがホームレスの人々について伝えたいと思ったのは、どんな気持ちからだろう。 ・ホームレスの人々のことを知ってほしい。関心を持ってほしい。 ・場に参加し、実鄭こ出会うことは大切。 ・自分には関係ないと思っていたが違った。 決めつけをしないで、相手のことをよく知り、自分 	 ○ まみの伝えたいと思った気持ちと自分自身を重ね、ホームレスの人々に関する問題は自分にも関係のあることとして考えることを通して、周りの人に対する見方や接し方は、学級をはじめ様々な場に共通することに気づかせる。 ○ 「このことはホームレスの人々だけに関する問題なのだろうか?」などの補助発問を行う。 		
終末	4 教師の説話を聞き、感じたことをまとめる。 (必要に応じホームレス支援の写真を用いる)	○ 教師が出会った事実や、人のつながりの大切さなど を感じた体験等を伝える。 (多くの人による解決に向けての取組の紹介)		

上記は、活用例です。子どもたちの実態等に合わせて、効果的な指導となるよう工夫したうえで授業を行ってください。

(例) 展開の後段に、道徳的価値を自分との関わりで捉え直し、自分自身への理解を深める時間 を設定する など





令和2年度購入 人権教育DVDの紹介



他者の人権を尊重するためには、他者への理解が必要です。そして、他者を理解するには、実際に 相手と話し、ふれあい、交流を深めていくことが大切なのではないでしょうか。

今回は「他者への理解」につながる視聴覚教材を紹介します。

「シェアしてみたらわかったこと」 D0202 【46分】

この作品は、年齢も社会的立場も異なる人と同じ屋根の下で暮らすシェア ハウスで生活する中で起きた出来事をきっかけに、他者への理解を深め、 成長していく主人公の姿を描いています。

取り上げられているテーマは次の4つです。

- ・外国人に関する人権
- ・性自認や性的指向に関する人権
- ・災害時の人権
- ・外から見えにくい障がいのある人の人権





自殺予防に関する福岡県内の相談窓口のご案内



- ふくおか自殺予防ホットライン 092-592-0783(24時間365日対応) フリーダイヤル 0120-020-767(月曜日から金曜日 16時から翌日9時、土日祝日 24時間)
- いのちの電話

福岡いのちの電話 092-741-4343(24時間365日対応) 北九州いのちの電話 093-653-4343(24時間365日対応)

- ※ 福岡・北九州いのちの電話フリーダイヤル 0120-783-556 (毎月10日8時から翌11日8時)
- いのちの電話インターネット相談 いのちの電話の相談ホームページ https://www.inochinodenwa.org/soudan.php ※メールでの相談を受け付けます。



県HP相談窓口ページ

相談窓口は他にもあります。詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/soudannmadoguti.html#jisatu

的に弱い立場に置かれている人々と 弾き飛ばされやすい人 (つながりを 気ない世間話のようで、 話をお伺いすることができました。 つつ依頼をしましたが、 15失しやすい人)」という言葉があ ょな気づきへといざなってくださる v うのは、 謝申し上げます。▼提言に「社会 ながることができていたか振り たのか」とはっとさせられるお さまざまな人が対等な立場で インタビューでは、 世間という安全地帯から ▼取材を通しての気づき そして、 私をさまざ



『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

KARA FULL 福岡 で検索®